

令和 8 年 6 月 1 6 日 提 出

半 田 市 議 会 定 例 会 議 案

令和8年第4回半田市議会定例会議案目録

議案番号	件名	ページ
報告10	半田市土地開発公社の経営状況について	5
報告11	令和7年度半田市一般会計繰越明許費の繰越しについて	25
報告12	令和7年度半田市JR半田駅前土地区画整理事業特別会計繰越明許費の繰越しについて	31
報告13	令和7年度半田市水道事業会計予算の繰越しについて	35
報告14	令和7年度半田市下水道事業会計予算の繰越しについて	43
44	令和8年度半田市一般会計補正予算第2号	47
45	令和8年度半田市水道事業会計補正予算第1号	71
46	半田市立公民館条例の一部改正について	75
47	半田市高度先端産業立地促進条例の全部改正について	77
48	半田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	89
49	亀崎地区無電柱化等整備工事（週休2日）請負契約の締結について	91
50	半田市農業委員会の委員の選任について	97

報告第10号

半田市土地開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、半田市土地開発公社の経営状況（令和7年度決算等）を説明する書類を次のとおり提出する。

令和8年6月16日提出

半田市長 久世孝宏

令和7年度 半田市土地開発公社

1. 事業報告書

(1)事業の概要

全国の地価は、国土交通省の「令和8年地価公示の概要」によると、景気が緩やかに回復している中、地域や用途により差があるものの、三大都市圏では上昇幅が拡大し、地方圏でも上昇が継続するなど、全体として上昇基調が続いています。

一方、当公社構成市町の地価の変動率は、半田市では、住宅地で1.6%（前年1.9%）、商業地が1.8%（前年1.8%）工業地が5.9%（前年3.5%）と上昇が継続しています。また、東浦町の住宅地は2.6%（前年3.6%）、阿久比町の住宅地は1.6%（前年3.8%）、武豊町の住宅地は0.7%（前年0.6%）と上昇基調が続いているものの、南知多町の住宅地は△2.7%（前年△3.7%）、美浜町の住宅地は△1.5%（前年△1.8%）と下落が継続しています。

次に、当公社における令和7年度の事業実績については、土地の取得に関して、東浦町の公有用地1事業で、面積471.62㎡、金額85,423,062円（うち補償費41,698,474円）、土地の処分に関しては、半田市で公有用地1事業、東浦町で公有用地1事業、武豊町で公有用地2事業、代行用地1事業の合計5事業で、面積6,571.71㎡、金額109,984,639円（うち補償費391,823円）でした。

そのほか、土地の取得に要する新たな資金の借入と資金の借換に際して入札を行うことで、金融機関の利率競争による借入金利の軽減を図るとともに、保有土地の適正な維持・管理にも努めました。

今後とも当公社の業務遂行にあたっては、健全な運営に留意しつつ、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与すべく、事業の推進に一層努力してまいります。

以下に令和7年度における事業の執行状況等をお示し致します。

(2)役員会に関する事項

会 議 名	開 催 年 月 日	付 議 事 項
第 88 回 監 事 会	令 和 7 年 5 月 1 日	令 和 6 年 度 決 算 監 査
第 149 回 理 事 会	令 和 7 年 5 月 19 日	令 和 6 年 度 半 田 市 土 地 開 発 公 社 決 算 の 認 定
第 89 回 監 事 会	令 和 7 年 10 月 22 日	令 和 7 年 度 中 間 監 査
第 150 回 理 事 会	令 和 8 年 2 月 9 日	1. 令 和 7 年 度 半 田 市 土 地 開 発 公 社 事 業 計 画 の 変 更 2. 令 和 7 年 度 半 田 市 土 地 開 発 公 社 補 正 予 算 第 1 号 3. 令 和 8 年 度 半 田 市 土 地 開 発 公 社 事 業 計 画 4. 令 和 8 年 度 半 田 市 土 地 開 発 公 社 予 算

(3)役員に関する事項

就 任	
異 動 年 月 日	役 員 名
令 和 7 年 4 月 1 日	理 事 大 木 康 敬
令 和 7 年 4 月 27 日	理 事 鳥 羽 悠 史

辞 任	
異 動 年 月 日	役 員 名
令 和 7 年 3 月 31 日	理 事 山 田 宰
令 和 7 年 4 月 26 日	理 事 粉 山 芳 輝

(4)土地の取得に関する事項

		事業名	面積 (㎡)	金額 (円)	摘要
公 有 用 地	東 浦 町	都市計画道路藤江線用地取得事業 (R7)	471.62	85,423,062	うち補償費 41,698,474円
		計	471.62	85,423,062	うち補償費 41,698,474円
		公 有 用 地 小 計	471.62	85,423,062	うち補償費 41,698,474円
合 計			471.62	85,423,062	うち補償費 41,698,474円

(5)土地の処分に関する事項

		事業名	面積 (㎡)	金額 (円)	摘要	
公 有 用 地	半 田 市	北条向山線道路用地取得事業	0.00	2,165,878	諸経費のみ清算	
		計	0.00	2,165,878		
	東 浦 町	都市計画道路藤江線用地取得事業	23.00	1,352,300		
		計	23.00	1,352,300		
	武 豊 町	武豊町総合公園整備事業	745.72	12,036,824	うち補償費 391,823円	
		野菜茶業研究所旧武豊研究拠点跡 地用地取得事業	5,098.99	77,245,094		
		計	5,844.71	89,281,918	うち補償費 391,823円	
	公 有 用 地 小 計			5,867.71	92,800,096	うち補償費 391,823円
	代 行 用 地	武 豊 町	武豊町総合公園整備事業	704.00	17,184,543	
			計	704.00	17,184,543	
		代 行 用 地 小 計	704.00	17,184,543		
合 計			6,571.71	109,984,639	うち補償費 391,823円	

(注) 公有用地・・・公有地取得事業にあたり、公社が所有権を取得した土地

代行用地・・・公有地取得事業にあたり、農地法上の制限により公社が登記名義人となる
ことが困難な場合などに、直接地方公共団体に所有権を取得させた土地

2. 貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部		
1.	流動資産	
(1)	現金及び預金	74,527,700
(2)	公有用地	531,624,904
(3)	代行用地	136,134,090
	流動資産合計	742,286,694
2.	固定資産	
(1)	投資その他の資産	
ア.	長期性預金	15,000,000
	投資その他の資産合計	15,000,000
	固定資産合計	15,000,000
	資産合計	757,286,694
負 債 の 部		
1.	流動負債	
(1)	未払費用	3,996,480
(2)	預り金	390
	流動負債合計	3,996,870
2.	固定負債	
(1)	長期借入金	667,758,994
	固定負債合計	667,758,994
	負債合計	671,755,864
資 本 の 部		
1.	資本金	
(1)	基本財産	15,000,000
	資本金合計	15,000,000
2.	準備金	
(1)	前期繰越準備金	73,409,907
(2)	当期純損失	2,879,077
	準備金合計	70,530,830
	資本合計	85,530,830
	負債資本合計	757,286,694

(注) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 公有用地・・・個別法による原価法
 代行用地・・・・・・ //

3. 損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

1. 事業収益

(1) 公有地取得事業収益	111,210,484	111,210,484
---------------	-------------	-------------

2. 事業原価

(1) 公有地取得事業原価	109,984,639	109,984,639
---------------	-------------	-------------

事業総利益		1,225,845
--------------	--	------------------

3. 販売費及び一般管理費

(1) 販売費及び一般管理費	4,317,933	4,317,933
----------------	-----------	-----------

事業損失		3,092,088
-------------	--	------------------

4. 事業外収益

(1) 受取利息	213,011	213,011
----------	---------	---------

経常損失		2,879,077
-------------	--	------------------

当期純損失		2,879,077
--------------	--	------------------

4 . キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

1. 事業活動によるキャッシュ・フロー

(1) 公有地取得事業収入		111,210,484
(2) 土地造成事業収入		0
(3) その他事業収入		0
(4) 公有地取得事業支出		△89,618,560
(5) 土地造成事業支出		0
取得にかかる支出	0	
管理にかかる支出	0	
(6) その他事業支出		0
(7) 人件費支出		△30,670
(8) その他の業務支出		△3,971,108
小計		17,590,146
(9) 利息の受取額		213,011
(10) 利息の支出額		0
事業活動によるキャッシュ・フロー計		17,803,157

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

(1) 有形固定資産の取得による支出		0
(2) 有形固定資産の売却による収入		0
投資活動によるキャッシュ・フロー計		0

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 長期借入れによる収入		310,770,104
(2) 長期借入金の返済による支出		△331,136,183
財務活動によるキャッシュ・フロー計		△20,366,079

4. 現金及び現金同等物減少額		△2,562,922
5. 現金及び現金同等物期首残高		77,090,622
6. 現金及び現金同等物期末残高		74,527,700

(注) 現金及び預金		74,527,700
3カ月を超える定期預金		△70,000,000
		4,527,700

5 . 財 産 目 録

資 産

(単位：円)

科 目	摘 要	金 額
1 流動資産		742,286,694
(1)現金及び預金		74,527,700
	普通預金	4,527,700
	三菱UFJ銀行 半田支店	4,527,700
	定期預金	70,000,000
	西尾信用金庫 半田支店	40,000,000
	碧海信用金庫 半田支店	30,000,000
(2)公有用地	北条向山線道路用地取得事業 始め7事業	531,624,904
(3)代行用地	石浜ポンプ場建設用地取得事業 始め2事業	136,134,090
2 固定資産		15,000,000
(1)投資その他の資産		15,000,000
	長期性預金	15,000,000
資産の部合計		757,286,694

負 債

(単位：円)

科 目	摘 要	金 額
1 流動負債		3,996,870
(1)未払費用		3,996,480
(2)預り金		390
	預り金	390
	源泉所得税預り金	390
2 固定負債		667,758,994
(1)長期借入金		667,758,994
	長期借入金	667,758,994
	(半田市事業)	
	あいち知多農業協同組合 半田支店	46,649,967
	(東浦町事業)	
	あいち知多農業協同組合 東浦支店	160,061,859
	岡崎信用金庫 刈谷支店	8,917,440
	半田信用金庫 東浦支店	16,606,584
	(武豊町事業)	
	あいち知多農業協同組合 武豊支店	435,523,144
負債の部合計		671,755,864
差引純資産		85,530,830

6. 決算報告書

(1) 収益の収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額		
	当初予算額	補 正 額	合 計
第1款 事業収益	107,747,000	3,539,000	111,286,000
第1項 公有地取得事業収益	107,747,000	3,539,000	111,286,000
第1目 公有用地売却収益	90,325,000	3,539,000	93,864,000
第2目 代行用地売却収益	17,422,000	0	17,422,000
第2款 事業外収益	75,000	0	75,000
第1項 受取利息	75,000	0	75,000
第1目 受取利息	75,000	0	75,000
第1節 預金利息	75,000	0	75,000
収 入 合 計	107,822,000	3,539,000	111,361,000

支 出

区 分	予 算 額		
	当初予算額	補 正 額	予備費充用及び 流用増減額
第1款 事業原価	106,540,000	3,519,000	△32,480
第1項 公有地取得事業原価	106,540,000	3,519,000	△32,480
第1目 公有用地売却原価	89,350,000	3,519,000	△32,480
第2目 代行用地売却原価	17,190,000	0	0
第2款 販売費及び一般管理費	4,335,000	0	32,480
第1項 販売費及び一般管理費	4,335,000	0	32,480
第1目 人件費	43,000	0	0
第1節 報酬	43,000	0	0
第2目 経費	4,292,000	0	32,480
第2節 旅費	4,000	0	0
第4節 需用費	60,000	0	0
第5節 役務費	14,000	0	0
第7節 委託料	179,000	0	0
第9節 負担金補助及び交付金	3,964,000	0	32,480
第11節 公租公課	71,000	0	0
支 出 合 計	110,875,000	3,519,000	0

(単位：円)

決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
111,210,484	△75,516	
111,210,484	△75,516	
93,793,950	△70,050	4事業 5,867.71㎡
17,416,534	△5,466	1事業 704.00㎡
213,011	138,011	
213,011	138,011	
213,011	138,011	
213,011	138,011	定期預金、普通預金利息
111,423,495	62,495	

(単位：円)

決 算 額	不用額	備 考
109,984,639	41,881	
109,984,639	41,881	
92,800,096	36,424	4事業：北条向山線、藤江線、野菜茶業、総合公園
17,184,543	5,457	1事業：総合公園
4,317,933	49,547	
4,317,933	49,547	
30,800	12,200	
30,800	12,200	役員報酬
4,287,133	37,347	
1,860	2,140	県ヒアリング交通費
50,999	9,001	消耗品等
9,580	4,420	郵便料等
157,214	21,786	理事登記委託料、保守料
3,996,480	0	事務負担金
71,000	0	法人市県民税
114,302,572	91,428	

(2) 資本的收入及び支出

収 入

区 分	予 算 額		
	当初予算額	補 正 額	合 計
第1款 資本的收入	785,455,000	△415,994,000	369,461,000
第1項 長期借入金	785,455,000	△415,994,000	369,461,000
第1目 長期借入金	785,455,000	△415,994,000	369,461,000
収 入 合 計	785,455,000	△415,994,000	369,461,000

支 出

区 分	予 算 額		
	当初予算額	補 正 額	予備費充用及び 流用増減額
第1款 資本の支出	891,995,000	△412,475,000	0
第1項 公有地取得事業費	513,518,000	△415,994,000	0
第1目 公有用地取得事業費	512,018,000	△415,994,000	0
第1節 用地費	261,924,000	△218,199,000	0
第2節 補償費	236,909,000	△195,210,000	0
第5節 支払利息	10,600,000	0	0
第6節 諸経費	2,585,000	△2,585,000	0
第2目 代行用地取得事業費	1,500,000	0	0
第5節 支払利息	1,500,000	0	0
第2項 長期借入金償還金	328,477,000	3,519,000	0
第1目 長期借入金償還金	328,477,000	3,519,000	0
第3項 予備費	50,000,000	0	0
第1目 予備費	50,000,000	0	0
支 出 合 計	891,995,000	△412,475,000	0

※資本的收入額が資本の支出額に対して不足する額109,984,639円は当年度損益勘定留保資金

(単位：円)

決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
310,770,104	△58,690,896	
310,770,104	△58,690,896	
310,770,104	△58,690,896	手形借換に係る借入金 221,504,471円 手形書換時利息借入金 3,842,571円 当該年度に係る借入金 85,423,062円
310,770,104	△58,690,896	

(単位：円)

決算額	不用額	備 考
420,754,743	58,765,257	
89,618,560	7,905,440	
88,657,526	7,366,474	
43,724,588	412	東浦町：藤江線用地取得事業（R7）
41,698,474	526	東浦町：藤江線用地取得事業（R7）
3,234,464	7,365,536	手形借換に伴う利息 352,927円 手形書換に伴う利息 2,881,537円
0	0	
961,034	538,966	
961,034	538,966	手形書換に伴う利息 961,034円
331,136,183	859,817	
331,136,183	859,817	処分に伴う償還金 109,984,639円 手形借換に伴う償還金 221,151,544円
0	50,000,000	
0	50,000,000	
420,754,743	58,765,257	

で補てんする。

附属明細書

1. 現金及び預金明細表

(単位：円)

科 目	種 類	金 額	摘 要
現 金		0	
預 金	普通預金	4,527,700	三菱UFJ銀行 半田支店 4,527,700
	定期預金	70,000,000	西尾信用金庫 半田支店 40,000,000 碧海信用金庫 半田支店 30,000,000
計		74,527,700	

2. 用地明細表

資 産 区 分	期 首 残 高		当 期		
	面 積 (㎡)	金 額	面 積 (㎡)	用地費	補償費
公有用地					
半田市					
北条向山線道路用地取得事業	102.47	48,510,805	0.00	0	0
半田市合計	102.47	48,510,805	0.00	0	0
東浦町					
都市計画道路養父森岡線用地取得事業	231.28	16,498,586	0.00	0	0
都市計画道路藤江線用地取得事業	724.00	42,232,857	0.00	0	0
町道吉田線道路整備事業	90.51	8,850,881	0.00	0	0
都市計画道路藤江線用地取得事業(R7年度事業分)	0.00	0	471.62	43,724,588	41,698,474
東浦町合計	1,045.79	67,582,324	471.62	43,724,588	41,698,474
武豊町					
武豊町総合公園整備事業	10,740.63	187,073,235	0.00	0	0
野菜茶業研究所旧武豊研究拠点跡地用地取得事業	15,383.89	232,601,110	0.00	0	0
武豊町合計	26,124.52	419,674,345	0.00	0	0
公有用地合計	27,272.78	535,767,474	471.62	43,724,588	41,698,474

資 産 区 分	期 首 残 高		当 期		
	面 積 (㎡)	金 額	面 積 (㎡)	用地費	補償費
代行用地					
東浦町					
石浜ホップ場建設用地取得事業	4,291.00	33,066,564	0.00	0	0
東浦町合計	4,291.00	33,066,564	0.00	0	0
武豊町					
武豊町総合公園整備事業	5,042.00	119,291,035	0.00	0	0
武豊町合計	5,042.00	119,291,035	0.00	0	0
代行用地合計	9,333.00	152,357,599	0.00	0	0

公有用地合計	27,272.78	535,767,474	471.62	43,724,588	41,698,474
代行用地合計	9,333.00	152,357,599	0.00	0	0
総合計	36,605.78	688,125,073	471.62	43,724,588	41,698,474

(単位：円)

増 加 高					当 期 減 少 高		期 末 残 高	
工事費	測量試験費	諸経費	支払利息	計	面積 (㎡)	金額	面積 (㎡)	金額
0	0	0	305,040	305,040	0.00	2,165,878	102.47	46,649,967
0	0	0	305,040	305,040	0.00	2,165,878	102.47	46,649,967
0	0	0	107,998	107,998	0.00	0	231.28	16,606,584
0	0	0	335,217	335,217	23.00	1,352,300	701.00	41,215,774
0	0	0	66,559	66,559	0.00	0	90.51	8,917,440
0	0	0	93,998	85,517,060	0.00	0	471.62	85,517,060
0	0	0	603,772	86,026,834	23.00	1,352,300	1,494.41	152,256,858
0	0	0	1,184,019	1,184,019	745.72	12,036,824	9,994.91	176,220,430
0	0	0	1,141,633	1,141,633	5,098.99	77,245,094	10,284.90	156,497,649
0	0	0	2,325,652	2,325,652	5,844.71	89,281,918	20,279.81	332,718,079
0	0	0	3,234,464	88,657,526	5,867.71	92,800,096	21,876.69	531,624,904

増 加 高					当 期 減 少 高		期 末 残 高	
工事費	測量試験費	諸経費	支払利息	計	面積 (㎡)	金額	面積 (㎡)	金額
0	0	0	262,461	262,461	0.00	0	4,291.00	33,329,025
0	0	0	262,461	262,461	0.00	0	4,291.00	33,329,025
0	0	0	698,573	698,573	704.00	17,184,543	4,338.00	102,805,065
0	0	0	698,573	698,573	704.00	17,184,543	4,338.00	102,805,065
0	0	0	961,034	961,034	704.00	17,184,543	8,629.00	136,134,090

0	0	0	3,234,464	88,657,526	5,867.71	92,800,096	21,876.69	531,624,904
0	0	0	961,034	961,034	704.00	17,184,543	8,629.00	136,134,090
0	0	0	4,195,498	89,618,560	6,571.71	109,984,639	30,505.69	667,758,994

3. 長期借入金明細表

(単位：円)

借入先	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	利率
半田市	48,510,805	48,950,831	50,811,669	46,649,967	
あいち知多農業協同組合 半田支店	48,510,805	48,950,831	50,811,669	46,649,967	1.035%
小計	48,510,805	48,950,831	50,811,669	46,649,967	

東浦町	100,648,888	102,837,511	17,900,516	185,585,883	
あいち知多農業協同組合 東浦支店	33,066,564	262,461	0	33,329,025	1.040%
	42,232,857	335,217	1,352,300	41,215,774	1.040%
	0	85,517,060	0	85,517,060	1.070%
小計	75,299,421	86,114,738	1,352,300	160,061,859	
岡崎信用金庫 刈谷支店	8,850,881	66,559	0	8,917,440	1.000%
	16,498,586	49,630	16,548,216	0	0.600%
小計	25,349,467	116,189	16,548,216	8,917,440	
半田信用金庫 東浦支店	0	16,606,584	0	16,606,584	1.250%
小計	0	16,606,584	0	16,606,584	

武豊町	538,965,380	158,981,762	262,423,998	435,523,144	
あいち知多農業協同組合 武豊支店	306,364,270	1,882,592	29,221,367	279,025,495	0.920%
	232,601,110	157,099,170	233,202,631	156,497,649	1.040%
小計	538,965,380	158,981,762	262,423,998	435,523,144	

合計	688,125,073	310,770,104	331,136,183	667,758,994	
----	-------------	-------------	-------------	-------------	--

4. 資本金明細表

(単位：円)

区 分	出資団体名	出 資 額	摘 要
基本財産	半 田 市	10,000,000	
〃	阿 久 比 町	1,000,000	
〃	東 浦 町	1,000,000	
〃	南 知 多 町	1,000,000	
〃	美 浜 町	1,000,000	
〃	武 豊 町	1,000,000	
合 計		15,000,000	

5. 事業収益明細表

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
公有地取得事業収益	公有用地売却収益	93,793,950
	代行用地売却収益	17,416,534
合 計	111,210,484	

6. 事業原価明細表

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
公有地取得事業原価	公有用地売却原価	92,800,096
	代行用地売却原価	17,184,543
合 計	109,984,639	

報告第11号

令和7年度半田市一般会計繰越明許費の繰越しについて

令和7年度半田市一般会計において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定に基づき、繰越明許費の繰越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和8年6月16日提出

半田市長 久世孝宏

令和7年度半田市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源	
					既収入 特定財源	未収入					その他
						国庫支出金	県支出金	地方債	特定財源		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
2	1 総務費	出納事務管理費	17,468,000	17,468,000	0	0	0	0	0	17,468,000	
		標準準拠システム運用事業	361,969,000	361,968,750	0	0	0	0	361,968,750 (デジタル基盤改革支援補助金)	0	
	2 徴税費	固定資産税等賦課事務	1,320,000	1,320,000	0	0	0	0	1,320,000 (デジタル基盤改革支援補助金)	0	
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍事務事業	1,848,000	1,848,000	0	1,848,000 (社会保障・税番号制度システム整備費等補助金)	0	0	0	0	
		住民基本台帳事務事業	4,565,000	4,565,000	0	4,565,000 (社会保障・税番号制度システム整備費等補助金)	0	0	0	0	
		諸証明事務事業	1,078,000	1,078,000	0	1,078,000 (社会保障・税番号制度システム整備費等補助金)	0	0	0	0	
		情報システム標準化事業	6,243,000	6,243,000	0	0	0	0	6,243,000 (デジタル基盤改革支援補助金)	0	
	3 民生費	1 社会福祉費	高齢者物価高騰対策給付金給付事業	149,000,000	149,000,000	0	149,000,000 (地方創生臨時交付金)	0	0	0	
			高齢者物価高騰対策給付金給付事務	50,151,000	49,789,308	0	42,119,208 (地方創生臨時交付金)	0	0	0	7,670,100
		2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	30,060,000	9,460,000	0	9,460,000 (物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金)	0	0	0	0
物価高対応子育て応援手当支給事務			481,000	385,600	0	385,600 (物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金)	0	0	0	0	

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源				
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
6 商工費	1 商工費	プレミアム デジタル商 品券事業	267,844,000	265,696,835	0	225,912,846 (地方創生臨 時交付金)	21,000,000 (げんき商 店街推進事 業費補助 金)	0	0	18,783,989
		石塚地区工 業団地整備 事業	83,322,000	81,508,000	0	8,099,000 (防災・安全 社会資本整備 交付金)	6,775,000 (石塚地区 工業団地整 備事業負担 金)	0	0	66,634,000
7 土木費	2 道路橋 梁費	橋梁維持修 繕事業(維 持修繕・改 修)	9,272,000	9,272,000	0	4,498,000 (防災・安全 社会資本整備 交付金)	0	0	0	4,774,000
		5 都市計 画費	JR武豊線連 続立体交差 化事業	145,426,000	129,694,400	0	45,280,000 (都市構造再 編集中支援事 業費補助金)	0	17,600,000 (公共事業等 債(都市構造 再編集中支援 事業))	0
		亀崎地区無 電柱化等整 備事業	205,367,000	205,367,000	0	108,350,000 (無電柱化推 進計画事業補 助金)	0	0	7,605,000 (亀崎地区無 電柱化等整備 事業費負担 金)	89,412,000
8 消防費	1 消防費	災害対策資 機材等整備 更新事業	41,789,000	41,789,000	0	20,890,000 (地域未来交 付金(地域防 災緊急整備 型))	0	0	0	20,899,000
計			1,377,203,000	1,336,452,893	0	621,485,654	27,775,000	17,600,000	377,136,750	292,455,489

令和7年度半田市一般会計繰越明許費繰越状況

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の繰越理由及び経過等		
					繰越理由	契約(予定)年月日	完了(予定)年月日
2 総務費	1 総務管理費	出納事務	円 17,468,000	円 17,468,000	令和7年度に予定をしていた、標準準拠システム運用事業の延期に伴い、令和7年度中に完了することができなかつたため。		令和9年 3月31日
		標準準拠システム運用事業	361,969,000	361,968,750	国の標準仕様書改版や現行制度の改正対応等に伴うシステム開発の遅延等の影響によりシステムの稼働を延期することとし、令和7年度中に完了することができなかつたため。	令和7年 4月1日	令和9年 3月31日
	2 徴税費	固定資産税等賦課事務	1,320,000	1,320,000	令和7年度に予定をしていた、標準準拠システム運用事業の延期に伴い、令和7年度中に完了することができなかつたため。		令和9年 3月31日
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍事務事業	1,848,000	1,848,000	国の補正予算により、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の対象事業として予算計上したが、令和7年度中に完了することができなかつたため。		令和9年 3月31日
		住民基本台帳事務事業	4,565,000	4,565,000	国の補正予算により、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の対象事業として予算計上したが、令和7年度中に完了することができなかつたため。		令和9年 3月31日
		諸証明事務事業	1,078,000	1,078,000	国の補正予算により、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の対象事業として予算計上したが、令和7年度中に完了することができなかつたため。		令和9年 3月31日
		情報システム標準化事業	6,243,000	6,243,000	令和7年度に予定をしていた、標準準拠システム運用事業の延期に伴い、令和7年度中に完了することができなかつたため。	令和7年 5月1日	令和9年 3月31日

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の繰越理由及び経過等		
					繰越理由	契約(予定) 年月日	完了(予定) 年月日
3 民生費	1 社会福祉費	高齢者物価高騰対策給付金給付事業	149,000,000	149,000,000	国の補正予算により、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の対象事業として予算計上したが、令和7年度中に完了することができなかったため。		令和8年 7月31日
		高齢者物価高騰対策給付金給付事務	50,151,000	49,789,308	国の補正予算により、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の対象事業として予算計上したが、令和7年度中に完了することができなかったため。		令和8年 7月31日
	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	30,060,000	9,460,000	国の補正予算により、物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金の対象事業として予算計上したが、令和7年度中に完了することができなかったため。		令和8年 7月31日
		物価高対応子育て応援手当支給事務	481,000	385,600	国の補正予算により、物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金の対象事業として予算計上したが、令和7年度中に完了することができなかったため。		令和8年 7月31日
6 商工費	1 商工費	プレミアムデジタル商品券事業	267,844,000	265,696,835	国の補正予算により、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の対象事業として予算計上したが、令和7年度中に完了することができなかったため。		令和9年 1月29日
		石塚地区工業団地整備事業(道路改良工事)	46,308,000	44,494,000	道路改良工事の支障となる愛知用水管の付替に時間を要し、令和7年度中に工事が完了できなかったため。	令和7年 8月8日	令和8年 4月30日
		石塚地区工業団地整備事業(下水道測量調査設計委託負担金)	37,014,000	37,014,000	工業団地内の下水道設計を実施するにあたり、造成工事施工者との調整に時間を要し、令和7年度中に設計が完了できなかったため。	令和7年 9月30日	令和8年 10月20日

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の繰越理由及び経過等		
					繰越理由	契約(予定) 年月日	完了(予定) 年月日
7 土木費	2 道路橋梁 費	橋梁維持修繕 事業(維持修 繕・改修)	9,272,000	9,272,000	国の補正予算を活用し、橋梁 修繕工事を実施するにあ たり、令和7年度中に工事が完 了できなかったため。		令和9年 3月31日
	5 都市計画 費	JR武豊線連続 立体交差化事 業(道路改良 工事)	56,452,000	56,452,000	国の補正予算を活用し、道路 改良工事を実施するにあ たり、令和7年度中に工事が完 了できなかったため。		令和9年 3月31日
		JR武豊線連続 立体交差化事 業(電線共同 溝工事負担 金)	88,974,000	73,242,400	電線共同溝整備を実施するに あたり、電線管理者との調整 に時間を要し、令和7年度中 に工事が完了できなかったた め。		令和9年 3月31日
		亀崎地区無電 柱化等整備事 業	205,367,000	205,367,000	国の補正予算を活用し、無電 柱化等整備工事を実施するに あたり、令和7年度中に工事 が完了できなかったため。		令和9年 3月31日
8 消防費	1 消防費	災害対策資機 材等整備更新 事業	41,789,000	41,789,000	国の補正予算により、地域未 来交付金(地域防災緊急整備 型)の対象事業として予算計 上したが、令和7年度中に事 業完了することができなかつ たため。	令和8年 5月18日	令和9年 3月31日

報告第12号

令和7年度半田市J R半田駅前土地区画整理事業特別会計繰越明許費の繰越し
について

令和7年度半田市J R半田駅前土地区画整理事業特別会計において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定に基づき、繰越明許費の繰越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和8年6月16日提出

半田市長 久世孝宏

令和7年度半田市J R半田駅前土地区画整理事業特別会計
繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	
1	1	J R半田駅前土地区画整理事業	円 114,799,000	円 106,841,399	円 0	円 22,584,000 (社会資本整備 総合交付金(道 路事業))	円 11,292,000 (県管理道路 負担金(道路 事業))	円 0	円 72,965,399
計			114,799,000	106,841,399	0	22,584,000	11,292,000	0	72,965,399

令和7年度半田市J R半田駅前土地区画整理事業特別会計
繰越明許費繰越状況

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の繰越理由及び経過等		
					繰越理由	契約(予定)年 月日	完了(予定)年 月日
1	J R半田駅前土地区画整理費	J R半田駅前土地区画整理事業(区画整理工事)	54,450,000	54,450,000	電線共同溝整備を実施するにあたり、道路管理者との協議に時間を要し、令和7年度中に工事が完了できなかったため。		令和9年 3月31日
		J R半田駅前土地区画整理事業(水道工事負担金)	10,789,000	10,789,000	物件移転の完了が困難となったことに伴い、令和7年度中に完了することができなかったため。		令和9年 3月31日
		J R半田駅前土地区画整理事業(電線等工事負担金)	13,911,000	5,954,300	電線共同溝整備を実施するにあたり、電線管理者との調整に時間を要し、令和7年度中に工事が完了できなかったため。		令和9年 3月31日
		J R半田駅前土地区画整理事業(物件移転補償費)	29,913,000	29,912,099	所有者との交渉に時間を要し、令和7年度中に完了することができなかったため。		令和9年 3月31日
		J R半田駅前土地区画整理事業(整備工事に伴う移転補償費)	5,736,000	5,736,000	物件移転の完了が困難となったことに伴い、令和7年度中に完了することができなかったため。		令和9年 3月31日

報告第13号

令和7年度半田市水道事業会計予算の繰越しについて

令和7年度半田市水道事業会計において、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項及び第2項の規定に基づき、予算の繰越しをしたので、同条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

令和8年6月16日提出

半田市長 久世孝宏

令和7年度半田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1	1	固定資産購入費 システム改修業務 委託	円 5,500,000	円 0	円 5,500,000
		建設改良費 地震対策事業 大 口径配水管改良工事 (週休2日)	151,558,000	0	135,293,400
		建設改良費 配水管布設工事 (その21) (週休 2日)	45,487,090	0	45,487,090
		建設改良費 配水管布設工事 (その22) (週休 2日)	37,741,000	0	37,741,000
		建設改良費 配水管布設工事 (その23) (週休 2日)	53,504,000	0	53,504,000
		建設改良費 配水管布設工事 (その24) (週休 2日)	48,301,000	0	48,301,000

左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額 に 係 る 繰越を要する たな卸資産の 購 入 限 度 額	説 明
企業債	国庫 補助金	他会計 負担金	当年度 損益勘定 留保資金			
円 0	円 1,833,000	0	3,667,000	円 0	円 0	国の補正予算により、 上下水道一体効率化・ 基盤強化推進事業費補 助金の対象事業として 予算計上したが、令和 7年度中に完了するこ とができなかったた め。
119,700,000	0	0	15,593,400	0	0	アパートの駐車場確保 や小学校通学路の調整 などに時間を要したこ とにより、令和7年度 中に事業完了が困難と なったため。
0	0	0	45,487,090	0	0	地下埋設物管理者との 協議に時間を要したこ とにより、令和7年度 中に事業完了が困難と なったため。
0	0	0	37,741,000	0	0	地下埋設物管理者との 協議に時間を要したこ とにより、令和7年度 中に事業完了が困難と なったため。
0	0	0	53,504,000	0	0	漏水の発生に伴い、新 たに布設替路線を追加 したことにより、令和 7年度中に事業完了が 困難となったため。
0	0	0	48,301,000	0	0	漏水の発生に伴い、新 たに布設替路線を追加 したことにより、令和 7年度中に事業完了が 困難となったため。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 資本的 支出	1 建設 改良費	建設改良費 配水管布設工事	42,817,170	0	42,817,170
		建設改良費 配水管布設工事 (その2)(週休2日)	21,252,000	0	21,252,000
		建設改良費 配水管布設工事 (愛知県阿久比広域 調整地直結配水関 連)	53,762,940	0	53,762,940
		建設改良費 水道施設改良工事 (週休2日)	47,264,200	0	47,264,200

左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額 に 係 る 繰越を要する たな卸資産の 購 入 限 度 額	説 明
企業債	国庫 補助金	他会計 負担金	当年度 損益勘定 留保資金			
0	0	0	42,817,170	0	0	同一路線で実施する汚水管整備工事が遅れたことにより、令和7年度中に事業完了が困難となったため。
0	0	0	21,252,000	0	0	漏水の発生に伴い、新たに布設替路線を追加したことにより、令和7年度中に事業完了が困難となったため。
0	0	0	53,762,940	0	0	県企業庁など関係機関との協議に時間を要したことにより、令和7年度中に事業完了が困難となったため。
0	0	0	47,264,200	0	0	仕切弁等の部材製作に時間を要したことにより、令和7年度中に事業完了が困難となったため。

令和7年度半田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 収益的 支出	1 営業 費用	営業費用 施行基準書改訂業 務委託	4,246,000	0	4,246,000

左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額 に 係 る 繰越を要する たな卸資産の 購 入 限 度 額	説 明
企業債	国庫 補助金	他会計 負担金	当年度 損益勘定 留保資金			
0	0	0	4,246,000	0	0	国により、給水申請の様式統一化が図られ、それを確認した後に改訂作業をする必要が生じたことにより、令和7年度中に事業完了が困難となったため。

報告第14号

令和7年度半田市下水道事業会計予算の繰越しについて

令和7年度半田市下水道事業会計において、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定に基づき、予算の繰越しをしたので、同条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

令和8年6月16日提出

半田市長 久世孝宏

令和7年度半田市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 資本的 支出	1 建設 改良費	建設改良費 工業団地開発污水管整備 測量調査設計業務委託料 ※商工企業立地課負担	円 40,238,000	円 0	円 40,238,000
		建設改良費 供用開始区域内污水管 整備工事	124,350,000		124,350,000
		建設改良費 公共污水ます設置工事	8,169,700		8,169,700
		建設改良費 半田市公共下水道東成 岩排水ポンプ場他1施設 の実施設計の作成委託に 関する協定	円 164,000,000	円	円 164,000,000

左 の 財 源 内 訳				不用額	翌年度に繰越す必要の限度	繰係をた産入額	説 明
企業債	国庫補助金	負担金	損益勘定留保資金				
円 0	円 9,000,000	円 31,238,000	円 0	円 0	円 0	円 0	工業団地内の下水道設計を実施するにあたり、造成工事施工者との調整に時間を要し、令和7年度中に設計が完了できなかったため。
97,160,000	15,000,000	0	12,190,000	0	0	0	国の補正予算により、防災・安全社会資本整備交付金の対象事業として予算計上したが、令和7年度中に完了することができなかったため。
8,169,700	0	0	0	0	0	0	公共汚水ます設置申請書が年度末に提出されたことにより、令和7年度中に完了することができなかったため。
円 130,900,000	円 33,100,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	ポンプ設備の改築更新を実施するにあたり、愛知県との協議に時間を要し、令和7年度中に事業完了が困難となったため。

議案第44号

令和8年度半田市一般会計補正予算第2号

令和8年度半田市の一般会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ214,047千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,702,087千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年6月16日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		千円 7,405,934	千円 97,024	千円 7,502,958
	1 国庫負担金	5,844,998	74,036	5,919,034
	2 国庫補助金	1,529,420	22,988	1,552,408
17 県支出金		3,629,496	15,633	3,645,129
	1 県負担金	2,089,992	4,414	2,094,406
	2 県補助金	1,195,016	11,219	1,206,235
19 寄附金		117,090	6,875	123,965
	1 寄附金	117,090	6,875	123,965
20 繰入金		177,357	50,252	227,609
	1 基金繰入金	139,151	50,252	189,403
21 繰越金		350,000	22,435	372,435
	1 繰越金	350,000	22,435	372,435
22 諸収入		1,386,056	5,328	1,391,384
	5 雑入	1,020,457	5,328	1,025,785
23 市債		2,069,800	16,500	2,086,300
	1 市債	2,069,800	16,500	2,086,300
歳入合計		47,488,040	214,047	47,702,087

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 4,119,103	千円 575	千円 4,119,678
	1 総務管理費	3,330,817	575	3,331,392
3 民生費		21,066,475	111,298	21,177,773
	2 児童福祉費	10,908,602	28,604	10,937,206
	3 生活保護費	1,291,705	82,694	1,374,399
4 衛生費		6,766,923	△11,205	6,755,718
	1 保健衛生費	4,906,145	8,863	4,915,008
	2 清掃費	1,860,778	△20,068	1,840,710
5 農林水産業費		165,396	11,219	176,615
	1 農業費	151,651	11,219	162,870
7 土木費		5,301,551	6,200	5,307,751
	5 都市計画費	3,424,946	6,200	3,431,146
9 教育費		6,202,782	95,960	6,298,742
	2 小学校費	1,281,383	3,110	1,284,493
	3 中学校費	608,211	67,158	675,369
	4 幼稚園費	603,717	11,002	614,719
	5 社会教育費	1,242,966	9,696	1,252,662
	6 保健体育費	1,670,690	4,994	1,675,684
歳 出	合 計	47,488,040	214,047	47,702,087

第2表 地方債補正

変 更

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校 施設計 画的改 修事業	千円 105,000	普通貸借又 は証券発行	6.0 % 以内	政府資金等融資 条件に定めのある 場合は、その 融資条件によ り、銀行その他 の場合には、そ の債権者と協定 するものによ る。ただし、市 財政の都合によ り据置期間及び 償還期限を短縮 し、又は繰上償 還もしくは借換 えすることができる。	千円 107,300	普通貸借又 は証券発行	6.0 % 以内	政府資金等融資 条件に定めのある 場合は、その 融資条件によ り、銀行その他 の場合には、そ の債権者と協定 するものによ る。ただし、市 財政の都合によ り据置期間及び 償還期限を短縮 し、又は繰上償 還もしくは借換 えすることができる。
中学校 施設計 画的改 修事業	118,500	〃	〃	〃	132,700	〃	〃	〃
計	223,500				240,000			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
16 国庫支出金	7,405,934	97,024	7,502,958
17 県支出金	3,629,496	15,633	3,645,129
19 寄附金	117,090	6,875	123,965
20 繰入金	177,357	50,252	227,609
21 繰越金	350,000	22,435	372,435
22 諸収入	1,386,056	5,328	1,391,384
23 市債	2,069,800	16,500	2,086,300
歳入合計	47,488,040	214,047	47,702,087

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	4,119,103	575	4,119,678
3 民生費	21,066,475	111,298	21,177,773
4 衛生費	6,766,923	△11,205	6,755,718
5 農林水産業費	165,396	11,219	176,615
7 土木費	5,301,551	6,200	5,307,751
9 教育費	6,202,782	95,960	6,298,742
歳出合計	47,488,040	214,047	47,702,087

補正額の財源内訳				
特 国 県 支 出 金	定 地 方 債	財 源	そ の 他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円	千円
0	0		575	0
90,037	0		940	20,321
8,863	0		0	△20,068
11,219	0		0	0
0	0		6,200	0
2,538	16,500		49,412	27,510
112,657	16,500		57,127	27,763

2 歳 入

16款 国庫支出金 1項 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 民生費国庫負担金	千円 5,746,090	千円 74,036	千円 5,820,126
計	5,844,998	74,036	5,919,034

2項 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	518,770	10,330	529,100
3 衛生費国庫補助金	191,868	8,863	200,731
7 教育費国庫補助金	7,948	3,795	11,743
計	1,529,420	22,988	1,552,408

17款 県支出金 1項 県負担金

1 民生費県負担金	2,044,205	4,414	2,048,619
計	2,089,992	4,414	2,094,406

節		説 明	千円
区 分	金 額		
2 児童福祉費負担金	18,836	11 施設型給付費交付金	18,836
3 生活保護費負担金	55,200	02 生活保護生活扶助費等負担金	55,200

1 社会福祉費補助金	9,094	54 生活困窮者就労準備支援事業等補助金	9,094
2 児童福祉費補助金	1,236	84 NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業補助金	1,236
2 環境対策費補助金	8,863	01 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金	8,863
5 幼稚園費補助金	3,795	05 教育支援体制整備事業費交付金	3,795

3 児童福祉費負担金	4,414	10 施設型給付費負担金	4,414

2項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
4 農林水産業費県補助金	千円 37,984	千円 11,219	千円 49,203
計	1,195,016	11,219	1,206,235

19款 寄附金
1項 寄附金

1 総務費寄附金	81,245	575	81,820
2 民生費寄附金	24,330	100	24,430
4 土木費寄附金	8,665	6,200	14,865
計	117,090	6,875	123,965

20款 繰入金
1項 基金繰入金

2 社会福祉基金繰入金	21,241	2,085	23,326
16 大規模事業用地取得基金繰入金	0	48,167	48,167
計	139,151	50,252	189,403

21款 繰越金
1項 繰越金

1 繰越金	350,000	22,435	372,435
計	350,000	22,435	372,435

節		説 明	
区 分	金 額		
1 農業費補助金	11,219	20 農業人材力強化総合支援事業費補助金	11,219

1 総務管理費寄附金	575	02 社会福祉基金寄附金	75
		17 はんだ山車まつり基金寄附金	500
1 児童福祉費寄附金	100	04 保育園費寄附金	100
1 都市計画費寄附金	6,200	02 公園費寄附金	6,200

1 社会福祉基金繰入金	2,085	26 ふたば園管理運営事業充当	136
		27 市立保育園管理運営事業充当	704
		28 幼稚園管理運営事業充当	1,245
1 大規模事業用地取得基金繰入金	48,167	03 中学校管理運営事業充当	48,167

1 繰越金	22,435	01 前年度繰越金	22,435
-------	--------	-----------	--------

17款 県支出金 19款 寄附金 20款 繰入金 21款 繰越金

22款 諸収入
5項 雑入

目	補正前の額	補正額	計
1 雑入	千円 1,020,457	千円 5,328	千円 1,025,785
計	1,020,457	5,328	1,025,785

23款 市債
1項 市債

4 教育債	397,200	16,500	413,700
計	2,069,800	16,500	2,086,300

節		説 明
区 分	金 額	
2 民生費雑入	5,328 ^{千円}	82 民間保育所補助金過年度返還金 ^{千円} 5,328
3 衛生費雑入	0	

1 教育債	16,500	11 学校教育施設等整備事業債（小学校施設計画の改修事業）	2,300
		12 学校教育施設等整備事業債（中学校施設計画の改修事業）	14,200

22款 諸収入 23款 市債

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国庫支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
5 財産管理費	443,936	575	444,511			寄附金 575	
計	3,330,817	575	3,331,392	0	0	575	0

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	491,727	136	491,863	国庫支出金 1,257		繰入金 136	△1,257
2 児童福祉費	6,418,745	27,664	6,446,409	国庫支出金 20,072 県支出金 4,414			3,178
4 保育園費	2,410,438	804	2,411,242			寄附金 100 繰入金 704	
計	10,908,602	28,604	10,937,206	25,743	0	940	1,921

3 項 生活保護費

1 生活保護総務費	119,974	9,094	129,068	国庫支出金 9,094			
2 扶助費	1,171,731	73,600	1,245,331	国庫支出金 55,200			18,400

節		説明	明
区分	金額		
24 積立金	千円 575	20 基金積立金 01 基金積立金 24 積立金 社会福祉基金積立金 はんだ山車まつり基金積立金	千円 575 575 575 75 500

17 備品購入費	136	財源更正 (01 01 職員給等) 20 ふたば園管理運営費 01 ふたば園管理運営事業 17 備品購入費 事業用備品	136 136 136 136
12 委託料	27,664	財源更正 (14 50 小学校児童放課後等居場所づくり事業) 財源更正 (14 51 小学校児童早朝居場所づくり事業) 50 民間保育所運営費 50 民間保育所運営事業 12 委託料 民間保育所運営委託料	27,664 27,664 27,664 27,664
17 備品購入費	804	02 市立保育園管理運営費 52 市立保育園管理運営事業 17 備品購入費 保育事業用備品	804 804 804 804

3 職員手当等	4,376	02 生活保護事務費 01 生活保護運営対策事業	9,094 9,094
10 需用費	67	03 職員手当等 超過勤務手当	4,376 4,376
11 役務費	290	10 需用費 消耗品費	67 67
12 委託料	4,361	11 役務費 通信運搬費 口座振込手数料 12 委託料 生活保護システム改修委託料	290 163 127 4,361 4,361
19 扶助費	73,600	02 生活保護扶助費 50 生活保護扶助事業 19 扶助費	73,600 73,600 73,600

2款 総務費

3款 民生費

3項 生活保護費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
計	1,291,705	82,694	1,374,399	64,294	0	0	18,400

4款 衛生費 1項 保健衛生費

4 環境対策費	270,689	8,863	279,552	国庫支出金 8,863			
計	4,906,145	8,863	4,915,008	8,863	0	0	0

2項 清掃費

2 ごみ処理費	1,498,572	△20,068	1,478,504				△20,068
計	1,860,778	△20,068	1,840,710	0	0	0	△20,068

5款 農林水産業費 1項 農業費

3 農業振興費	36,135	11,219	47,354	県支出金 11,219			
計	151,651	11,219	162,870	11,219	0	0	0

節		説明
区分	金額	
	千円	生活扶助費 千円 73,600

12 委託料	288	05 環境対策事業費 8,863
18 負担金、補助及び交付金	8,575	53 地域脱炭素移行・再工業推進事業 8,863
		12 委託料 288
		再工業促進業務等委託料 288
		18 負担金、補助及び交付金 8,575
		地域脱炭素移行・再工業推進重点対策加速化事業補助金 8,575

10 需用費	△1,789	財源更正 (02 51 ごみ収集運搬委託事業)
11 役務費	△18,279	10 ごみ減量対策事業費 △20,068
12 委託料	0	51 指定ごみ袋等管理事業 12,262
		12 委託料 12,262
		指定ごみ袋等製造委託料 12,262
		54 ごみ減量協力還元事業 △32,330
		10 需用費 △1,789
		印刷製本費 △1,789
		11 役務費 △18,279
		通信運搬費 △4,657
		指定資源回収袋交換手数料 △13,622
		12 委託料 △12,262
		指定ごみ袋等製造委託料 △12,262

18 負担金、補助及び交付金	11,219	02 農業振興事業費 11,219
		51 就農者支援事業 11,219
		18 負担金、補助及び交付金 11,219
		農業人材力強化総合支援事業費補助金 11,219

3 款 民生費 4 款 衛生費 5 款 農林水産業費

7款 土木費
5項 都市計画費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
4 公園費	276,006	6,200	282,206			寄附金 6,200	
計	3,424,946	6,200	3,431,146	0	0	6,200	0

9款 教育費
2項 小学校費

1 学校管理費	589,927	3,110	593,037		2,300		810
計	1,281,383	3,110	1,284,493	0	2,300	0	810

3項 中学校費

1 学校管理費	419,506	67,158	486,664		14,200	繰入金 48,167	4,791
計	608,211	67,158	675,369	0	14,200	48,167	4,791

4項 幼稚園費

1 幼稚園費	603,717	11,002	614,719	国庫支出金 2,538		繰入金 1,245	7,219
--------	---------	--------	---------	----------------	--	--------------	-------

節		説明	千円
区分	金額		
11 役務費	33	02 公園管理費	6,200
14 工事請負費	6,167	50 公園整備・改修事業	6,200
		11 役務費	33
		建築確認等申請手数料	10
		完了検査手数料	23
		14 工事請負費	6,167
		既設公園等改修工事	6,167

14 工事請負費	3,110	10 小学校改修事業費	3,110
		66 小学校施設計画の改修事業	3,110
		14 工事請負費	3,110
		小学校施設保全工事	3,110

14 工事請負費	18,991	02 中学校管理運営費	48,167
16 公有財産購入費	48,167	01 中学校管理運営事業	48,167
		16 公有財産購入費	48,167
		公共用地取得費	48,167
		10 中学校改修事業費	18,991
		64 中学校施設計画の改修事業	18,991
		14 工事請負費	18,991
		中学校施設保全工事	18,991

14 工事請負費	9,757	財源更正 (01 01 職員給等)	
17 備品購入費	1,245	02 市立幼稚園管理運営費	1,245
		01 幼稚園管理運営事業	1,245
		17 備品購入費	1,245
		幼稚園用備品	1,245
		10 幼稚園改修事業費	9,757
		56 幼稚園施設計画の改修事業	9,757
		14 工事請負費	9,757
		施設改修工事	9,757

7款 土木費

9款 教育費

4項 幼稚園費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
計	603,717	11,002	614,719	2,538	0	1,245	7,219

5項 社会教育費

2 公民館費	118,647	4,977	123,624				4,977
3 図書館、博物館費	348,677	4,719	353,396				4,719
計	1,242,966	9,696	1,252,662	0	0	0	9,696

6項 保健体育費

4 体育施設費	383,420	4,994	388,414				4,994
計	1,670,690	4,994	1,675,684	0	0	0	4,994

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

14 工事請負費	4,977	03 地区公民館等管理運営費 50 地区公民館計画的改修事業 14 工事請負費 外壁改修工事	4,977 4,977 4,977 4,977
14 工事請負費	4,719	20 図書館、博物館管理運営費 52 図書館、博物館施設等計画的改修事業 14 工事請負費 施設改修事業	4,719 4,719 4,719 4,719

14 工事請負費	4,994	02 体育施設管理運営費 53 半田運動公園計画的改修事業 14 工事請負費 施設改修工事	4,994 4,994 4,994 4,994

令和8年度半田市一般会計補正予算第2号 歳入参考資料

(款) 16 国庫支出金

(単位：千円)

項目	節		補正前	補正後	比較増減
	区分	金額			
1	国庫負担金				
	1	民生費国庫負担金			
		2 児童福祉費負担金	施設型給付費交付金 455,900 477,598×60.43/100 334,575×1/2 18,836	施設型給付費交付金 474,736 503,225×60.43/100 313,294×1/2 23,317×60/100	18,836
		3 生活保護費負担金	生活保護生活扶助費等負担金 407,851 543,802×3/4	生活保護生活扶助費等負担金 463,051 617,402×3/4	55,200
2	国庫補助金				
	2	民生費国庫補助金			
		1 社会福祉費補助金	生活困窮者就労準備 31,992 支援事業等補助金 (業務効率化)330×1/2 (成年後見利用促進) 1,000×1/2 (家計改善・一時生活・就労準備) 21,564×2/3 (シェルター事業) 1,092×2/3 (医療扶助適正化) 370×3/4 (扶養義務調査充実) 110×3/4 (保護決定等体制強化) 4,566×3/4 (被保護者地域居住支援) 6,696×2/3 (ひきこもり支援) 14,000×1/2 (生活保護業務デジタル化推進) 1,465×2/3	生活困窮者就労準備 41,086 支援事業等補助金 (業務効率化)330×1/2 (成年後見利用促進) 1,000×1/2 (家計改善・一時生活・就労準備) 21,564×2/3 (シェルター事業) 1,092×2/3 (医療扶助適正化) 370×3/4 (扶養義務調査充実) 110×3/4 (保護決定等体制強化) 4,566×3/4 (被保護者地域居住支援) 6,696×2/3 (ひきこもり支援) 14,000×1/2 (生活保護業務デジタル化推進) 1,465×2/3 (追加給付) 9,094×10/10	9,094
		2 児童福祉費補助金	1,236	NPO等と連携した こどもの居場所づくり 支援モデル事業補助金 1,236×10/10	1,236
	3	衛生費国庫補助金			
		2 環境対策費補助金	二酸化炭素排出抑制 180,295 対策事業費交付金 (PV導入・蓄電池等) 178,340×10/10 (EV購入費) 1,780 (充電設備) 350×1/2	二酸化炭素排出抑制 189,158 対策事業費交付金 (PV導入・蓄電池等) 187,203×10/10 (EV購入費) 1,780 (充電設備) 350×1/2	8,863
	7	教育費国庫補助金			
		5 幼稚園費補助金	3,795	教育支援体制整備事業費 交付金 3,772×1/3 5,076×1/2	3,795

(款) 17 県支出金

(単位：千円)

項目	節		補正前	補正後	比較増減
	区分	金額			
1	県負担金				
	1	民生費県負担金			
		3 児童福祉費負担金	施設型給付費負担金 178,136 477,598×19.785/100 334,575×1/4 4,414	施設型給付費負担金 182,550 503,224×19.785/100 313,296×1/4 23,315×20/100	4,414
2	県補助金				
	4	農林水産業費県補助金			
		1 農業費補助金	農業人材力強化総合支援 8,784 事業費補助金 8,784×10/10	農業人材力強化総合支援 20,003 事業費補助金 20,003×10/10	11,219

(款) 23 市 債

(単位:千円)

項目	節		補 正 前	補 正 後	比較増減		
	区 分 / 金 額						
1	市 債						
4	教育債						
	1	教育債					
		16,500	学校教育施設等整備 事業債 (小学校施設計画の改修事業) 140,000×75%	105,000	学校教育施設等整備 事業債 (小学校施設計画の改修事業) 143,110×75%	107,300	2,300
			学校教育施設等整備 事業債 (中学校施設計画の改修事業) 158,000×75%	118,500	学校教育施設等整備 事業債 (中学校施設計画の改修事業) 176,991×75%	132,700	14,200

令和8年度半田市一般会計補正予算第2号 歳入参考資料（寄附一覧）

(款) 19 寄 附 金

(単位：円)

項 目 節	細 節		寄附者名及び寄附金額
	寄附の目的		
1	寄附金		
1	総務費寄附金		
	1	総務管理費寄附金	
	2	社会福祉基金寄附金	75千円
		地域福祉のために	板山竹炭研究会 代表 山田 嵩 様 20,000
		高齢者福祉のために	匿名 5,000
		支援が必要なこどものために	株式会社植木店 代表取締役社長 榊原 英樹 様 50,000
	17	はんだ山車まつり基金寄附金	500千円
		はんだ山車まつりのために	匿名（企業版ふるさと納税） 500,000
2	民生費寄附金		
	1	児童福祉費寄附金	
	4	保育園費寄附金	100千円
		東保育園のために	匿名 100,000
4	土木費寄附金		
	1	都市計画費寄附金	
	2	公園費寄附金	6,200千円
		公園等整備工事のために	株式会社イクヨ 様（企業版ふるさと納税） 6,000,000
			株式会社名古屋銀行 様（企業版ふるさと納税） 200,000

議案第45号

令和8年度半田市水道事業会計補正予算第1号

(総則)

第1条 令和8年度半田市水道事業会計の補正予算第1号は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
水道料金徴収等業務委託	令和8年度から 令和11年度まで	444,939 千円

令和8年6月16日提出

半田市長 久世孝宏

債 務 負 担 行 為

事 項	限 度 額	債務負担行為に 基 づ く 支出負担行為額	令 和 7 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額	
			期 間	金 額
水道料金徴収等 業務委託	千円 444,939	444,939	—	千円 0

に 関 す る 調 書

令和8年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳		
期 間	金 額	国庫支出金	企業債	その他
令和8年度から 令和11年度まで	千円 444,939	0	0	千円 444,939

議案第四十六号

半田市立公民館条例の一部改正について

半田市立公民館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和八年六月十六日提出

半田市長 久世孝宏

半田市立公民館条例の一部を改正する条例

半田市立公民館条例（昭和五十二年半田市条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表中半田市立成岩公民館の項を削る。

附則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。

議案第四十七号

半田市高度先端産業立地促進条例の全部改正について

半田市高度先端産業立地促進条例（平成二十三年半田市条例第二十一号）の全部を改正する。

令和八年六月十六日提出

半田市長 久世 孝 宏

半田市産業立地促進条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 高度先端産業立地奨励金（第四条―第六条）
- 第三章 中小企業高度先端産業立地奨励金（第七条―第八条）
- 第四章 企業再投資促進奨励金（第九条―第十条）
- 第五章 工場等立地促進奨励金（十一条―十三条）
- 第六章 市民雇用・定住促進奨励金（十四条―十七条）
- 第七章 指定の申請等（十八条―二十一条）
- 第八章 雑則（二十二条―二十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、市内において工場等を新設又は増設（以下「新設等」という。）する事業者に対し、奨励金を交付することにより、工場等の立地の促進、事業者の流出防止及び雇用機会の拡大を図り、もって産業の高度化及び振興、市民生活の安定並びに従業員の市内定住の促進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 事業者 営利を目的として、工場等において、継続的に事業を営む法人又は個人をいう。
- 二 高度先端産業 次に掲げる分野において、高度かつ先端的な技術を利用する製品の製造（製造のための電子計算機に係るプログラムの作成を含む。）又は研究を行う事業

をいう。

- イ 航空宇宙関連分野
- ロ 環境・新エネルギー関連分野
- ハ 健康長寿関連分野
- ニ 情報通信関連分野
- ホ 先端素材関連分野
- ヘ ナノテクノロジー関連分野
- ト バイオテクノロジー関連分野
- チ その他市長が認める技術分野
- 三 工場 事業者が製品の製造の用に供する工場及びこれに附帯する施設をいう。
- 四 研究所 事業者がその事業の用に供する研究所及びこれに附帯する施設をいう。
- 五 工場等 工場、研究所その他事業の用に供する施設及びこれに附帯する施設をいう。
- 六 新設 事業者が、本市に新たに工場等を建設することをいう。
- 七 増設 本市に工場等を有する、若しくは賃借する事業者が、既存の工場等の敷地若しくはその敷地と一団の土地に工場等を増築すること、又は既存の工場等を廃止し、その敷地若しくはその敷地と一団の土地に工場等を改築すること、又は既存工場内の機械及び装置の過半を入れ替えることをいう。
- 八 固定資産取得費用 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十一条第一号に規定する固定資産（土地を除く。）の取得に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）をいう。
- 九 中小企業者 中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条第一項に規定する中小企業団体をいう。
- 十 中堅企業者 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十四項に規定する企業をいう。
- 十一 みなし大企業 中小企業者又は中堅企業者であつて、次に掲げるいずれかに該当する企業をいう。
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の二分の一以上を同一の大企業が所有している企業
 - ロ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の三分の二以上を大企業が所有している企

業

八 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の二分の一以上を占めている企業

二 発行済株式の総数又は出資価格の総額をイからハまでのいずれかに該当する者が所有している企業

ホ イからハまでに該当する者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている企業

十二 大企業 中小企業者及び中堅企業者のいずれにも該当しない企業をいう。

十三 企業グループ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「財務諸表等規則」という。）で定められている連結会社、非連結子会社及び関連会社をいう。

十四 常用雇用者 工場等を主たる勤務地とし、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定に基づく解雇の予告を必要とする者をいう。

十五 常用従業員 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四条第一項に規定する被保険者である労働者（通常の労働者の一週間の所定労働時間の八割に満たない労働者を除く。）をいう。

十六 雇用基準日 新設等に係る工場等が操業を開始した日（以下「操業開始日」という。）から起算して一年を経過した日をいう。

十七 新規常用従業員 常用従業員のうち、操業開始日の一年前から雇用基準日の前日までに新たに雇用された者（常用従業員が退職した後に再び事業者に雇用された場合を除く。）で、雇用された日から継続して当該工場等に勤務（操業開始日前にあつては、当該工場等の操業に係る準備等を含む。）し、かつ市内に住所を有する者をいう。

十八 転入常用従業員 常用従業員のうち、操業開始日の一年前から雇用基準日の前日までに市外から市内へ住所を移した者（新規常用従業員を除く。）で、転入した日から継続して当該工場等に勤務（操業開始日前にあつては、当該工場等の操業に係る準備等を含む。）し、かつ市内に住所を有する者をいう。

十九 市税等 本市が賦課する市県民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。

（奨励金の種類）

第三条 市長は、この条例の目的を達成するため、予算の範囲内において、次に掲げる奨

励金を交付することができる。

- 一 高度先端産業立地奨励金
- 二 中小企業高度先端産業立地奨励金
- 三 企業再投資促進奨励金
- 四 工場等立地促進奨励金

2 市長は、前項の奨励金のいずれかを受ける事業者に対し、予算の範囲内において市民雇用・定住促進奨励金を交付することができる。

第二章 高度先端産業立地奨励金

(高度先端産業立地奨励金の交付対象者)

第四条 高度先端産業立地奨励金は、高度先端産業の用に供する工場等の新設等を行う事業者であつて、次の各号に定める要件をいずれも満たす者に交付する。

- 一 工場等の新設等に係る固定資産取得費用の合計額が、工場にあつては五十億円以上（中堅企業者にあつては二億円以上）、研究所にあつては五億円以上（中小企業者及び中堅企業者にあつては二億円以上）であること。
- 二 工場を新設等する場合にあつては、当該工場に係る常用雇用者が十人以上（中堅企業者にあつては五人以上）増加すること。
- 三 愛知県二十一世紀高度先端産業立地補助金に採択されていること。
- 四 新設等する工場等の周辺地域の生活環境等に対して規則で定める適正な配慮をすること。
- 五 市税等を滞納していないこと。
- 六 半田市暴力団排除条例（平成二十三年半田市条例第十九号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

2 前項第二号の常用雇用者に生産性向上計画により省人化される人数が見込まれる場合、規則に掲げる区分に応じ、それぞれ規則に掲げる人数を上限として常用雇用者に算入することができるものとする。

3 第一項の奨励金は、同一の事業所における同一事業において、一度限り交付するものとする。ただし、中小企業者及び中堅企業者（いずれもみなし大企業を除く。）についてはこの限りでない。

(高度先端産業立地奨励金の額)

第五条 高度先端産業立地奨励金の額は、操業開始日以後に当該工場等に係る固定資産税

を市が最初に課することとなった年度（以下「課税初年度」という。）から二年間（第二条第二号イの分野にあつては三年間、研究所にあつては五年間）における工場等の新設等に係る土地及び家屋に係る各年度の固定資産税及び都市計画税の納付額に相当する額とする。

2 過去にこの奨励金の対象となった工場等がある企業グループ内の事業所の敷地内に当該企業グループ内の企業（自社も含む。）が工場等の新設等をする場合の奨励金のうち市が負担する額の総額は、当該企業グループで十億円を限度とする。ただし、財務諸表等規則で定められている持分法の適用を受ける会社については、持分の比率に応じて、限度額に算入する。

3 この奨励金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
（高度先端産業立地奨励金の交付年度）

第六条 高度先端産業立地奨励金は、前条第一項に規定する各年度の固定資産税の納期限が属する年度の翌年度に交付する。

第三章 中小企業高度先端産業立地奨励金

（中小企業高度先端産業立地奨励金の交付対象者）

第七条 中小企業高度先端産業立地奨励金は、高度先端産業の用に供する工場の新設等を行う中小企業者（第二条第一項第一号の奨励金の対象とならない事業者に限る。）であつて、次の各号に定める要件をいずれも満たす者に交付する。

- 一 工場の新設等に係る固定資産取得費用の合計額が二億円以上であること。
- 二 新設等された工場に係る常用雇用者が五人以上増加すること。
- 三 愛知県二十一世紀高度先端産業立地補助金に採択されていること。
- 四 新設等する工場の周辺地域の生活環境等に対して規則で定める適正な配慮をすること。
- 五 市税等を滞納していないこと。
- 六 半田市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

2 前項第二号の常用雇用者に生産性向上計画により省人化される人数が見込まれる場合、規則に掲げる区分に応じ、それぞれ規則に掲げる人数を上限として常用雇用者に算入することができるものとする。

3 第一項の奨励金は、同一の事業所における同一事業において、みなし大企業に対して

は一度限り交付するものとする。

(中小企業高度先端産業立地奨励金の額)

第八条 中小企業高度先端産業立地奨励金の額は、工場の新設等に係る固定資産取得費用の百分の十(みなし大企業は百分の九)(既存工場内に新たに機械及び装置を増設する場合は百分の五(みなし大企業は千分の四十五))に相当する額とする。ただし、五億円(第二条第二号イの分野にあつては十億円)を限度とする。

2 過去にこの奨励金の対象となつた工場等がある企業グループ内の事業所の敷地内に当該企業グループ内の企業(自社も含む。)が工場等の新設等をする場合の奨励金のうち市が負担する額の総額は、当該企業グループで十億円を限度とする。ただし、財務諸表等規則で定められている持分法の適用を受ける会社については、持分の比率に応じて、限度額に算入する。

3 この奨励金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第四章 企業再投資促進奨励金

(企業再投資促進奨励金の交付対象者)

第九条 企業再投資促進奨励金は、統計法(平成十九年法律第五十二号)第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる製造業及びソフトウェア業に分類される産業の用に供する施設及び製造業に係る研究又は開発の用に供する施設であつて、次の各号に掲げる分野に係る工場等の新設等を行う事業者を対象とする。

一 次世代自動車関連分野(自動車関連を含む。)

二 航空宇宙関連分野

三 環境・新エネルギー関連分野

四 健康長寿関連分野

五 情報通信関連分野

六 ロボット関連分野

七 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の東尾張地域の集積業種の分野

八 その他市長が認める分野

2 企業再投資促進奨励金は、次の各号のいずれかに該当する者に交付する。

一 工場等の新設等をする中小企業者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ 二十年以上工場等が市内に立地し、かつ二十五人以上の常用雇用者を有する事業者で、原則として、操業開始日から五年間、二十五人以上の常用雇用者数を維持す

をいふ。

□ 当該工場等の新設等に伴う固定資産取得費用の合計額が一億円以上であること。

ハ 愛知県新あいち創造産業立地補助金に採択されていること。

ニ みなし大企業においては、過去に同一の工場等の同一事業において奨励金及び愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けていないこと。

ホ 市税等を滞納していないこと。

ヘ 半田市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

二 工場等の新設等をする中堅企業者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ 二十年以上工場等が市内に立地し、かつ二十五人以上の常用雇用者を有する事業者で、原則として、操業開始日から五年間、二十五人以上の常用雇用者数を維持すること。

ロ 当該工場等の新設等に伴う固定資産取得費用の合計額が一億円以上であること。

ハ 愛知県新あいち創造産業立地補助金に採択されていること。

ニ みなし大企業においては、過去に同一の工場等の同一事業において奨励金及び愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けていないこと。

ホ 市税等を滞納していないこと。

ヘ 半田市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

三 工場等の新設等をする大企業で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ 二十年以上工場等が市内に立地し、かつ五十人以上の常用雇用者を有する事業者で、原則として、操業開始日から五年間、五十人以上の常用雇用者数を維持すること。

ロ 当該工場等の新設等に伴う固定資産取得費用の合計額が二十五億円以上であること。

ハ 愛知県新あいち創造産業立地補助金に採択されていること。

ニ 過去に同一の工場等の同一事業において奨励金等及び愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けていないこと。

ホ 市税等を滞納していないこと。

ヘ 半田市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有

する者でないこと。

(企業再投資促進奨励金の額)

第十条 企業再投資促進奨励金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前条第二項第一号に該当する者 工場等の新設等に係る固定資産取得費用の百分の十(みなし大企業は百分の九)以内の額。ただし、十億円を限度とする。
- 二 前条第二項第二号に該当する者 工場等の新設等に係る固定資産取得費用の百分の五(みなし大企業は百分の五)以内の額。ただし、五億円を限度とする。
- 三 前条第二項第三号に該当する者 工場等の新設等に係る固定資産取得費用の百分の五以内の額。ただし、五億円を限度とする。
- 2 過去にこの奨励金等の対象となった工場等がある企業グループ内の事業所の敷地内に当該企業グループ内の企業(自社も含む。)が工場等の新設等をする場合の奨励金のうち市が負担する額の総額は、当該企業グループで十億円を限度とする。ただし、財務諸表等規則で定められている持分法の適用を受ける会社については、持分の比率に応じて、限度額に算入する。
- 3 この奨励金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第五章 工場等立地促進奨励金

(工場等立地促進奨励金の交付対象者)

第十一条 工場等立地促進奨励金は、製品の製造、加工、流通、情報の処理若しくは提供等のサービス又は製品の製造若しくは加工に係る研究若しくは開発の用に供する工場等の新設等を行う事業者であつて、次の各号に定める要件をいずれも満たす者に交付する。

- 一 新設等する工場等の敷地(賃貸借契約をした土地を含む。)の面積が三千平方メートル以上であること。ただし、工場等を増築する場合にあつては、増築後の延床面積が増築前に比べ五分の一以上増加するものとし、工場等の全部を改築する場合にあつては、改築後の工場等の延床面積が増加するものに限る。

二 工場等の新設等に係る固定資産取得費用が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額以上であること。

イ 製品の製造又は加工に係る事業(製造又は加工に係る研究若しくは開発を含む。) 一億円

ロ 流通に係る事業 次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額

(1) 知多都市計画石塚地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和七年半田市条例第四十一号）第二条で規定する知多都市計画石塚地区計画の区域
五億円

(2) (1)以外の区域 一億円

八 情報の処理若しくは提供等のサービスに係る事業 一億円

三 新設等する工場等の周辺地域の生活環境等に対して規則で定める適正な配慮をする
こと。

四 市税等を滞納していないこと。

五 半田市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

（工場等立地促進奨励金の額）

第十二条 工場等立地促進奨励金の額は、操業開始日以後に当該工場等に係る固定資産税の課税初年度から三年間における工場等の新設等に係る土地、家屋及び償却資産に係る各年度の固定資産税及び都市計画税の納付額に相当する額とする。

2 奨励金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（工場等立地促進奨励金の交付年度）

第十三条 工場等立地促進奨励金は、前条に規定する各年度の固定資産税の納期限が属する年度の翌年度に交付する。

第六章 市民雇用・定住促進奨励金

（市民雇用・定住促進奨励金の種類）

第十四条 市民雇用・定住促進奨励金の種類は、次に掲げるとおりとする。

一 市民雇用促進奨励金

二 定住促進奨励金

（市民雇用・定住促進奨励金の交付対象者）

第十五条 市民雇用・定住促進奨励金は、第十八条の規定により指定した事業者（以下「指定事業者」という。）並びに新規常用従業員及び転入常用従業員（以下「新規常用従業員等」という。）であって、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件のいずれも満たす者に交付する。

一 市民雇用促進奨励金

イ 指定事業者であって、新規常用従業員等を雇用基準日から起算して一年以上かつ

交付申請するまでの間、継続して雇用していること。

□ 市税等を滞納していないこと。

ハ 半田市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

二 定住促進奨励金

イ 新規常用従業員等であつて、指定事業者に雇用基準日から起算して一年以上かつ交付申請するまでの間、継続して雇用されている者のうち、規則で定める補助を受けていないこと。

□ 市税等を滞納していないこと。

ハ 半田市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

(市民雇用・定住促進奨励金の額)

第十六条 市民雇用・定住促進奨励金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 市民雇用促進奨励金 新規常用従業員等の数に二十万円を乗じて得た額。ただし、一千万円を限度とする。

二 定住促進奨励金 十万円

(市民雇用・定住促進奨励金の交付年度)

第十七条 市民雇用・定住促進奨励金は、雇用基準日から起算して一年を経過した日の属する年度の翌年度(その日が一月から三月に属する場合には、翌々年度)に交付する。

第七章 指定の申請等

(指定の申請及び決定)

第十八条 第三条第一項各号の奨励金の交付を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、指定を受けなければならない。

2 市長は、前項の指定の可否を決定したときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

3 市長は、前項に規定する指定に当たって特に必要と認めるときは、当該指定に必要な条件を付することができる。

(交付の申請及び決定)

第十九条 指定事業者及び新規常用従業員等が、奨励金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、指定事業者及び新規常用従業員等に対して、奨励金の交付又は不交付を決定し、その旨を通知するものとする。

3 第一項の申請は、規則で定める期限までにしなければならない。

(奨励金の請求)

第二十条 前条第二項により奨励金の交付決定を受けた者は、規則で定めるところにより、市長に請求するものとする。

(届出の義務)

第二十一条 指定事業者（指定の申請をしている事業者を含む。）は、次に掲げる事由が生じたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。

- 一 新設等する工場等の工事に着手したとき。
- 二 新設等する工場等の工事が完了したとき。
- 三 新設等する工場等が操業を開始したとき。
- 四 第十八条第一項の規定による申請の内容に変更があったとき。ただし、第二十三条に該当する場合を除く。
- 五 新設等する工場等が操業を休止し、又は、廃止したとき。

第八章 雑則

(財産処分の制限)

第二十二条 奨励金の交付を受けた事業者は、奨励金の交付の対象となった固定資産を、市長の承認を受けずに、奨励金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、取り壊し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、新設等する工場等の操業開始日から五年を経過した場合は、この限りではない。

(地位の承継)

第二十三条 指定事業者に相続、譲渡、合併等により変更が生じたときは、当該指定事業者に係る事業が継続される場合に限り、当該事業の承継者は、市長の承認を受け、当該指定事業者の地位を承継することができる。

(指定の取消し等)

第二十四条 市長は、奨励金の交付を受け、又は受けようとする指定事業者が次の各号の

いずれかに該当すると認めるときは、当該指定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受け、又は受けようとしたと認められ
る者。

二 奨励金の交付年度内に市税等を滞納したとき。

三 操業開始日から五年以内に事業を休止し、又は廃止したとき。

四 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったとき。

五 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

六 前各号に掲げるもののほか、奨励金を交付することが適当でない状況にあるとき。

2 市長は、指定事業者が第十九条第二項の規定により奨励金の交付の決定を受けた日以
後に、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付の決定を取り消す
ことができる。

3 指定事業者は、前項の規定により交付の決定を取り消されたときは、規則で定めると
ころにより、交付を受けた奨励金の全部又は一部を返還しなければならない。

4 市長は、新規常用従業員等が第十九条第二項の規定により奨励金の交付の決定を受け
た日以後に、第一項第一号、第二号、第四号及び第六号のいずれかに該当すると認めた
ときは、奨励金の交付決定を取り消すことができる。

5 新規常用従業員等は、前項の規定により交付の決定を取り消されたときは、規則で定
めるところにより、交付を受けた奨励金を返還しなければならない。

(報告及び立入調査)

第二十五条 市長は、特に必要があると認めるときは、指定事業者に対して必要な報告を
求め、又は工場等への立入調査を行うことができる。

(規則への委任)

第二十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で
定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第四十八号

半田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
半田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和八年六月十六日提出

半田市長 久世孝宏

半田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

半田市消防団員等公務災害補償条例（昭和四十一年半田市条例第二十七号）の一部を次のように改正する。
第十八条中「三十一万五千元」を「三十三万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の半田市消防団員等公務災害補償条例第十八条の規定は、令和八年四月一日以後に支給すべき事由の生じた半田市消防団員等公務災害補償条例第四条第七号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

議案第49号

亀崎地区無電柱化等整備工事（週休2日）請負契約の締結について
次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和8年6月16日提出

半田市長 久世孝宏

- 1 工 事 名 亀崎地区無電柱化等整備工事（週休2日）
- 2 工 事 場 所 半田市亀崎町二丁目地内ほか
- 3 請負契約金額 金194,150,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金17,650,000円）
- 4 請負契約者 半田市阿原町11番地の2
株式会社植田組
代表取締役 植田 雅士
- 5 契約の方法 制限付き一般競争入札

(案)

工 事 請 負 契 約 書

1. 工 事 名 亀崎地区無電柱化等整備工事(週休2日)
2. 路 線 等 の 名 称 市道亀崎線始め20路線
3. 工 事 場 所 半田市亀崎町二丁目地内ほか
4. 工 事 概 要 別添設計書、仕様書及び図面のとおり
5. 工 期 着 手 令和8年6月27日
完 了 令和9年3月23日
6. 契 約 金 額 金194,150,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金17,650,000円)
7. 契 約 保 証 金 免除
8. 特 に 定 め た 条 件
 - (1) 前払金 当該経費の10分の4を超えない範囲内
 - (2) 中間前払金 当該経費の10分の2を超えない範囲内

上記の工事について、発注者 半田市 と受注者 株式会社植田組 とは、別添約款に定めた条項により請負契約を締結し、この契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を所持する。

令和8年 月 日

発 注 者 半田市東洋町二丁目1番地
半田市
半田市長 久世 孝宏

受 注 者 半田市阿原町11番地の2
株式会社植田組
代表取締役 植田 雅士

工 事 概 要

亀崎地区無電柱化等整備工事（週休2日）

土木一式工事

基層工	A=5, 620㎡
表層工	A=4, 066㎡
洗い出し舗装工	A=2, 190㎡
側溝工	L=986m
街路灯設置工	N=25箇所
道路照明灯設置工	N=3箇所
区画線工	L=1, 847m

議案第50号

半田市農業委員会の委員の選任について

半田市農業委員会の委員は、令和8年7月19日をもって任期満了となるので、その後任として次の者を選任したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項に基づき、議会の同意を求める。

令和8年6月16日提出

半田市長 久世孝宏

住 所 半田市在住
氏 名 堀 寄 純 一
年 齢 70歳代

住 所 半田市在住
氏 名 深 津 延 幸
年 齢 70歳代

住 所 半田市在住
氏 名 小 栗 絵 里
年 齢 60歳代

住 所 半田市在住
氏 名 石 川 敏 彦
年 齢 60歳代

住 所 半田市在住
氏 名 石 川 明 美
年 齢 70歳代

住 所 半田市在住
氏 名 榑 原 久 美
年 齢 50歳代

住 所 半田市在住
氏 名 岩 橋 克 巳
年 齢 60歳代

住 所 半田市在住
氏 名 竹 内 甲 永
年 齡 60歳代

住 所 半田市在住
氏 名 新 美 周 大
年 齡 60歳代

住 所 半田市在住
氏 名 藤 野 道 子
年 齡 40歳代

住 所 半田市在住
氏 名 新 美 久 美 子
年 齡 50歳代

半田市農業委員会委員 候補者 履歴等

特記事項	年	月	現住所	氏名	履歴	年齢
			半田市在住			
	昭和五十四	十二			就農（果樹ほか） 現在に至る	
	昭和五十四	十二			不動産業に従事 現在に至る	
	平成三	四			半田市議会議員就任	
	平成二十三	二			半田市議会議員辞任	
	平成二十三	四			愛知県議会議員就任	
	令和三	三			愛知県議会議員辞任	
	令和五	七			半田市農業委員会委員 現在に至る	
						七十歳代

半田市農業委員会委員 候補者 履歴等

特記事項	年	月	現住所	半田市在住	氏名	履歴	年齢
	令和二	七			半田市農業委員会委員	現在に至る	
	令和二	三				愛知県農村生活アドバイザー半田地区代表退任	
	令和二	三				愛知県農村生活アドバイザー知多支部支部長退任	
	平成三十	四				愛知県農村生活アドバイザー半田地区代表就任	
	平成三十	四				愛知県農村生活アドバイザー知多支部支部長就任	
	平成二十九	四				愛知県農村生活アドバイザー 現在に至る	
	平成十二	四				就農(養豚) 現在に至る	
							小栗 絵里
							六十歳代

半田市農業委員会委員 候補者 履歴等

特記事項							令和五	平成十九	昭和五十一	年	現住所
							七	三	四	月	半田市在住
現在は家族経営で農業に携わる							半田市農業委員会委員 現在に至る	愛知県教育委員会 教諭 退職	愛知県教育委員会 教諭 採用	履 歴	氏名
											石川 明美 いしかわ あけみ
											年齢
											七十歳代

半田市農業委員会委員候補者履歴等

特記事項								令和五	平成五	年	現住所
											半田市在住
								七	十二	月	氏名
								半田市農業委員会委員 現在に至る	就農(水稻) 現在に至る	履	榊原 久美
											歴
											五十歳代

半田市農業委員会委員 候補者 履歴等

特記事項	令和七	令和七	令和五	令和五	令和三	令和二	平成三十一	平成二十六	昭和五十六	年	現住所
	四	三	四	四	三	七	四	三	四	月	半田市在住
	平地一区区長就任 現在に至る	平地一区副区長退任	平地一区副区長就任	愛知用水土地改良区乙川管理区管理班長 現在に至る	平地農業生産組合長退任	半田市農業委員会委員 現在に至る	平地農業生産組合長就任	半田市役所退職	半田市役所入庁	履歴	氏名
											竹内 たけうち 甲永 こうえい
											年齢
											六十歳代

半田市農業委員会委員 候補者 履歴等

特記事項	年	月	現住所	氏名	履歴	年齢
			半田市在住			
	昭和五十五	四			武豊町役場入庁	
	平成十八	四			西億田水利組合長就任 現在に至る	
	平成二十九	六			あいち知多農業協同組合非常勤理事就任	
	令和元	四			愛知用土地利用改良区半田市乙川・亀崎地区総代及び乙川管理区長就任 現在に至る	
	令和四	三			武豊町役場退職	
	令和五	六			あいち知多農業協同組合非常勤理事退任	
	令和五	七			半田市農業委員会委員 現在に至る	
	令和八	三			愛知用土地利用改良区理事就任 現在に至る	

半田市農業委員会委員 候補者 履歴等

特記事項		令和八	令和七	令和六	令和六	令和五	令和二	平成二七	平成二一	年	現住所
		四	三	四	三	四	七	四	九	月	半田市在住
		半田市商工会議所青年部専務理事就任 現在に至る	日本商工会議所理事・委員長退任	日本商工会議所理事・委員長就任	愛知県商工会議所青年部連合会副会長退任	愛知県商工会議所青年部連合会副会長就任	半田市農業委員会委員 現在に至る	半田市商工会議所青年部入会 現在に至る	WEB制作クリップ開業 現在に至る	履歴	氏名
											ふじの 藤野 みち 道子
											年齢
											四十歳代

半田市農業委員会委員候補者履歴等

特記事項							令和五	令和二	平成十七	年	現住所
							七	九	四	月	半田市在住
							半田市農業委員会委員 現在に至る	認定農業者に認定 現在に至る	就農(施設野菜) 現在に至る	履 歴	氏名
											にいみ 新美 くみ 久美 みこ 子
											年齢
											五十歳代

